

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年度3月31日以前に所得した固定資産の減価償却方法は旧定額法により計算している
- ・平成19年4月1日以降に取得した固定資産の減価償却方法は定額法により計算している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・民間社会福祉事業職員退職共済制度（兵庫県）に基づき期末要支給額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・民間社会福祉事業職員退職共済制度（兵庫県）
- ・社会福祉施設職員退職手当共済制度（福祉医療機構）
- ・中小企業退職金共済（勤労者退職金共済機構）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部

「法人本部」（社会福祉事業）

イ 認定こども園 やながせ保育園

「認定こども園 やながせ保育園」（社会福祉事業）

ウ 姫路・勝原ホーム

「姫路・勝原ホーム」（社会福祉事業）

「姫路・勝原ホーム短期入所生活介護」（社会福祉事業）

「姫路・勝原ホーム認知症対応型共同生活介護」（社会福祉事業）

「勝原デイサービスセンター」（社会福祉事業）

「姫路・勝原ホーム居宅介護支援事業所」（社会福祉事業）

「朝日地域包括支援センター」（社会福祉事業）

「網干地域包括支援センター」（社会福祉事業）

「L S A」（社会福祉事業）

「定期巡回かつはら」（社会福祉事業）

エ 第二姫路・勝原ホーム

「第二姫路・勝原ホーム」（社会福祉事業）

「第二姫路・勝原ホーム小規模多機能居宅介護」（社会福祉事業）

「勝原第二デイサービスセンター」（社会福祉事業）

「生きがいデイ」（社会福祉事業）

オ 大津みやび野ホーム

「大津みやび野ホーム」（社会福祉事業）

「大津みやび野短期入所生活介護」（社会福祉事業）

「大津みやび野デイサービスセンター」（社会福祉事業）

「大津みやび野デイサービスセンター（認知症）」（社会福祉事業）

「大津みやび野居宅介護支援事業所」（社会福祉事業）

「大津地域包括支援センター」（社会福祉事業）

カ 研修事業

「研修」（公益事業）

計算書類に対する注記（法人全体用）

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 保育所施設設備整備積立資産について

・経理規程第40条2項、3項の規定により、普通預金6,000,000円を保育所施設設備整備積立資産に積立て処理している。

(2) 施設整備等積立資産について

・経理規程第40条2項、3項の規定により、普通預金10,000,000円、42,000,000円を施設整備等積立資産に積立て処理している。

(3) 福祉避難所積立資産について

・経理規程第40条2項、3項の規定により、普通預金1,000,000円を福祉避難所積立資産に積立て処理している。